

# 平成30年度末時点で生活保護を不正受給し、返還中の外国人2世帯について、令和元年7月末までに不正受給金員の未納分を全額返還させることを求める陳情

\*本陳情が委員会に付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した資料等も併せてお取り扱い（公開）ください。

## 【陳情趣旨】

生活保護とは経済的に困窮した日本人のみに対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度です。これは国民のための制度であり、外国人は制度の対象外であることが平成26年7月18日に最高裁判所で確定しているものの、現状外国人には「人道的見地（慈愛の精神）」で制度を「準用」して差し上げています。

また、生活保護とは緊急避難的な制度であり、一旦保護を受けたとしても一刻も早くそこから脱しなければいけない（＝生活保護に安住してはならない）という事は言うまでもありません。

習志野市は平成31年2月6日に「（生活保護の）不正受給者にならないために」と題するホームページ（添付）を公開しました。そこには「（今後は）不正受給に対して厳正に対処して参ります。」と記してあります。

さて、私が平成30年12月議会に提出した陳情「生活保護法や刑事訴訟法239条等を遵守し、犯罪のない習志野市を実現するため、警察と連携し、積極的に犯罪の撲滅に努めることを求める12枚組の陳情」や上記「（生活保護の）不正受給者にならないために」と題するホームページが奏功したのか或いは不正受給外国人自身が己の悪行を悔い改めたのか真実はわかりませんが、不正受給外国人は平成29年度末時点で4世帯、不正受給未納額が約157万円だったものが、平成30年度末までにその内2世帯は全額返還（未納額の内約59万円が返還）されました。その結果未納世帯は他方の2世帯、不正受給未納額は約98万円となりました。

以下、表題に記した2世帯の一方をイといい、もう一方をロといいます。

イの平成30年度末時点の未納額は約26万円、ロは同約72万円であり、両世帯ともかなり昔に不正受給を行い、長年にわたり返還中のようですが現状では早期全額返還の目途は残念ながら立っていないようです。

そこでこの際、習志野市も上記の通り「（今後は）不正受給に対して厳正に対処して参ります。」と宣言していますのでイ及びロについて早急に全額返還を求めるべきであると思います。

## 【陳情項目】

イ及びロに令和元年7月末までに未納額を全額返還させてください。

これを実現することが当局、市議会だけでは難しいと思料される場合は習志野警察署へ可及的速やかに通報、相談、告訴等を行ってください。



※全額返還させることは、これの主管は当局及び市議会だと思いますが、本陳情が付託されなかったり、付託されても納得のゆくしつかりした議論の行われなまま不採択となった場合、上記期日までに全額返還に至らなかった場合など状況に応じ、本陳情（公文書として当局から頂戴した資料も含む）等を基に私個人としてあらゆる法的措置を講ずる場合があります。

特に指定した期日までに全額返還に至らなかった場合は私として「イ、ロの一方または両方からのわが国への挑戦」と見做します。犯罪が認められかつ永住資格がない場合などはその罪を償って頂きかつ未納額を全額返還頂き、その上で退去強制（国外退去）処分となる場合もありますことも敢えて記しておきます。

以上、生活保護の不正受給者（世帯）などに対しても信賞必罰、社会正義を警察と連携し習志野市で実現して頂きたいと心から願い、陳情項目とします。

令和元年 5月 30日

習志野市鷺沼台4-7

緒方直行

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

被保護外国人世帯数(世帯主の国籍・世帯人員)  
各年度 7月1日現在

表1

	30年度		29年度		28年度		27年度		26年度		25年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
韓国・朝鮮					12	12	11	11	9	9	8	8
韓国	12	12	10	10								
朝鮮	4	4	4	4								
中国・台湾	5	6	5	7	4	7	3	5	2	4	1	2
フィリピン	10	18	12	26	14	30	13	28	11	25	10	25
ブラジル	4	5	4	5	4	5	3	4	2	3	1	2
ブラジル以外中南	5	12	5	11	4	8	4	9	4	10	4	12
その他	1	1	3	4	4	6	5	11	6	18	7	24
合計	41	58	43	67	42	68	39	68	34	69	31	73

\*表1は、各年度7月1日現在で、世帯主が外国人世帯。世帯主の国籍およびその世帯人数の合計  
 \*21年度より国名に「ブラジル以外中南米」が追加  
 \*26年度より国名の「中国」が「中国・台湾」に変更  
 (被保護者全国一斉調査は、24年度以降調査がないため、24年度以降は各年7月1日時点の世帯数をカウント)

各年度末現在

年度	世帯数	人員
平成25年度末	34	72
平成26年度末	40	72
平成27年度末	43	73
平成28年度末	42	67
平成29年度末	41	60

\*表2は、3月中に保護を受給した外国人を3月末日でカウントした資料

生活保護状況

年度	世帯数	人員
平成28年度末	1,695	2,189
平成29年度末	1,733	2,204

30年7月1日、29年7月1日付国別内訳表(再掲)

	30年7月		29年7月	
	世帯	人員	世帯	人員
韓国	12	12	10	10
朝鮮	4	4	4	4
中国・台湾	5	6	5	7
フィリピン	10	18	12	26
ブラジル	4	5	4	5
ペルー	5	12	5	11
タイ	0	0	1	1
イラン	0	0	1	2
ナイジェリア	1	1	1	1
合計	41	58	43	67

被保護世帯の主が外国人およびその世帯員数であり、同居の配偶者、子、その他親族が主と同じ国籍とは断定できません。

## 帰化人数

年度	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年度	14	1		5	0	0	1	1	6
平成25年度	19	8		10	1	0	0	0	0
平成26年度	20	10		9	1	0	0	0	0
平成27年度	15	5	0	5	0	0	0	0	5
平成28年度	11	0	0	5	1	1	0	1	3
平成29年度	13	6	1	3	1	1	0	0	1

## 国籍別人数

年	総数	韓国	朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米国	ペルー	その他
平成24年	2585	469		996	236	301	51	101	431
平成25年	2604	452		938	214	330	52	90	528
平成26年	2804	461		999	188	346	56	82	672
平成27年	3006	381	60	1086	210	368	50	86	765
平成28年	3428	408	61	1185	227	364	47	85	1051
平成29年	3689	392	49	1253	213	408	54	79	1241

※国籍別人数については各年とも12月末日時点のデータ

[くらし・手続き](#)

**健康・福祉**

[子育て・教育](#)

[施設一覧](#)

[産業・事業者向け](#)

[トップページ](#) [健康・福祉](#) [生活支援](#) [給付金・制度](#) [不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）](#)

## 不正受給とならないために（生活保護受給者の皆様へ）

更新日：2019年2月6日

生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障すること及び自立を助長することを目的としており、生活保護費は適正に活用する必要があります。

本市では、生活保護の適正な運営を図り、生活保護制度の信頼性を向上するために、不正受給に対して厳正に対処して参ります。

### 1. 不正受給とは

生活保護を受けている間、世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときには、速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使って、保護費を受け取ることを「不正受給」といいます。

#### 不正受給の例

- ・就労収入や年金収入、その他の収入について、申告をしていない、あるいは事実と異なる内容で申告をしている場合など
- ・偽装離婚や世帯員以外の者との同居
- ・暴力団員の受給

### 2. 不正受給となったらどうなる？

その不正受給が意図的に行われたものであったり、返還に応じないなど、その行為が悪質と判断される場合は、告訴する場合があります。告訴となったときには、生活保護法第85条に定める罰則が科されます。

また、刑法に定めがある場合には、刑法による罰則が（優先して）科されます。なお、これらの罰則を受けた場合でも返還義務は免除されません。

### 3. 不正受給にならないために

生活保護受給中はすべての世帯員の収入や資産、世帯員の構成や状況等に変化があった時は、届け出る義務があります。

#### 届け出内容の一例

- ・世帯員が働き出した。転職した。雇用形態が変わった。
- ・子どもが就職・大学進学した。
- ・世帯員が死亡・出産・転入・転出した。
- ・相続などで資産を得た。
- ・保有していた資産を処分して収入があった。など

### 4. 収入申告義務

生活保護受給中は、未成年者・世帯分離の人を含めたすべての収入について世帯員全員の収入申告を行う義務があります。

「就労先が決まった」「給与をもらった」「年金・手当をもらい始めた」等の場合は、必ず担当のケースワーカーまで申告してください。

[給付金・制度](#)

[無料低額宿泊について（平成30年10月1日施行）](#)

[有料老人ホーム特例について（平成30年10月1日施行）](#)

[生活保護法第85条の保護費と10月1日施行](#)

[不正受給とならぬ生活保護受給者](#)

[進学準備給付金30年1月1日](#)

[生活保護法の薬品の使用届成30年10月](#)

[住居確保給付金](#)

[生活保護にこ](#)

[このページをこんなページに](#)

[JR津田沼駅前所について](#)

[市の貸借対照簿算書などはありますか？](#)

[電話番号メール以前利用した手続きがさそ発生している上、お支払いなき場合に取得し、勇めます。」と冒無料サイトを脱会するとは思ってサイト名や住所などは書いて](#)

[よく使われ](#)

## (1) 働いたことによる収入

働いて得た収入（給料・ボーナスなどの臨時的収入）を申告すると、必要経費（交通費・社会保険料など）の控除だけでなく、基礎控除などの控除を受けられます。

また、未成年者（特に高校生）の場合は、基礎控除にあわせて未成年者控除や大学等へ進学する場合の進学費用が収入額から除外される制度もあります。

申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となり、基礎控除を受けられない等の不利益があるだけでなく、費用返還や罰則が科せられる場合があるので、必ず申告してください。

## (2) 働いたことによらない収入

働いたことによらない収入を得た、または得ることになった場合は、必ず担当ケースワーカーに申告してください。申告がないまま後日の調査で発覚した場合は、不正受給となります。

なお、生活保護受給中の借金（年金担保貸付を含む）は認められていません。仮に借金された場合は原則収入としてみなされ、保護費が減額（金額によっては保護停止または廃止）となります。

※奨学金や他法、他施策等による貸付金については、認められる場合があるので、必ず事前に担当のケースワーカーに相談してください。

## 不正受給とならないために

[不正受給防止のしおり \(PDF: 615KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(英語\) \(PDF: 485KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(中国語\) \(PDF: 564KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(韓国語\) \(PDF: 674KB\)](#)

[不正受給防止のしおり \(スペイン語\) \(PDF: 661KB\)](#)

いいね! 0

ツイート

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## 問い合わせ先

このページは生活相談課が担当しています。

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階

電話：047-453-9205 FAX：047-451-6851

[キャッチボールメールを送る](#)

## この記事で気になることはありましたか？

市ホームページをより使いやすくわかりやすいものにするために、皆様のご意見をお聞かせください。

- 参考になった
- 分かりにくかった
- 探しにくかった
- 参考にならなかった
- 聞き慣れない用語があった

## 自由意見

ページ内容改善の参考とするためご意見をいただいています。なお、この欄からのご意見・お問い合わせには返信できませんのでご了承ください。返信を要するご意見は「キャッチボールメールを送る」をご利用ください。（最大文字数：140文字）

送信



よくある質問

情報が見つか

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成29年度末(30年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国 籍)	3世帯 1,602,376円	4世帯 1,573,473円
日本人世帯	79世帯 80,667,174円	93世帯 95,808,384円
合計	82世帯 82,269,550円	97世帯 97,381,857円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成29年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
42世帯 84,831,277円	41世帯 85,568,890円
1,653世帯 3,472,938,423円	1,692世帯 3,578,482,274円
1,695世帯 3,557,769,700円	1,733世帯 3,664,051,164円

※世帯数は各年度末時点  
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)
平成29年度	1世帯 395,072円	日本人世帯 1世帯 395,072円	金銭債権の消滅時効による (地方自治法第236条)

平成29年8月30日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成28年度末(29年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,696,376円	3世帯 1,602,376円
日本人世帯	77世帯 77,680,584円	79世帯 80,667,174円
合計	80世帯 79,376,960円	82世帯 82,269,550円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成28年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
43世帯 89,437,167円	42世帯 84,831,277円
1,571世帯 3,221,559,187円	1,653世帯 3,472,938,423円
1,614世帯 3,310,996,354円	1,695世帯 3,557,769,700円

※世帯数は各年度末時点  
※保護費は年間の支給総額

年度別不納欠損(不正受給)金額

平成24年度	5世帯 7,368,997円	日本人世帯 4世帯 6,612,755円 外国人世帯 1世帯 756,242円
平成25年度	3世帯 5,504,762円	日本人世帯 3世帯 5,504,762円
平成26年度	8世帯 6,240,063円	日本人世帯 7世帯 4,525,938円 外国人世帯 1世帯 1,714,125円
平成27年度	4世帯 6,309,116円	日本人世帯 4世帯 6,309,116円
平成28年度	4世帯 4,037,982円	日本人世帯 4世帯 4,037,982円



平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点  
※保護費は年間の支給総額

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点  
※保護費は年間の支給総額

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

	平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
	32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
	1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
	1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点  
 ※保護費は年間の支給総額

## 88 シルバー人材センターの状況

各年3月31日現在

年 度	会 員 数			年 齢 別				就業人員 (年間平均)	就業率 (年間)	入会	退会	職 員 数		
	総数	男	女	50歳未満	60～64	65～69	70歳以上					計	正規	臨時
平成 7	435	354	81	10	112	120	193	47,295	83.9	137	73	8	5	3
12	631	522	109	7	137	246	241	80,238	89.2	151	109	8	3	5
17	829	682	147	0	153	341	335	104,227	91.3	160	143	10	3	7
21	931	770	161	0	113	319	499	110,823	91.0	213	138	10	3	7
22	994	818	176	0	136	344	514	111,907	90.4	228	165	10	3	7
23	987	799	188	0	113	326	548	107,220	90.7	170	177	9	3	6
24	982	797	185	0	86	321	575	106,538	88.7	152	157	8	3	5
25	907	748	159	0	51	306	548	107,748	96.4	124	201	8	3	5
26	930	756	174	0	40	316	574	107,051	94.7	142	117	8	3	5
27	938	764	174	0	41	297	600	111,116	96.8	138	130	8	3	5
28	943	763	180	0	28	279	636	113,230	95.0	132	127	8	3	5

資料:公益社団法人 習志野市シルバー人材センター

## 89 生活保護状況

単位:人

年 度	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502	28
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	33
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	33
27	1,614	2,116	12.37	70,885	22,134	22,571	1,606	2,873	21,202	0	477	22
28	1,695	2,189	12.74	74,534	23,230	23,862	1,521	3,220	22,190	0	474	37

年 度	保 護 費 (千円)										
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その他	
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,896	
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,870	
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,857	
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,537	
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5,739	
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,608	
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,180	
27	3,310,996	1,249,908	721,553	19,217	52,783	1,247,863	0	9,204	4,857	5,611	
28	3,557,770	1,325,033	772,071	18,752	62,291	1,358,981	0	8,295	5,798	6,549	

注) 1. 保護率 =  $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$ 

資料:生活相談課

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

生活保護費モデル世帯別基準額(平成30年度)

平成30年4月1日現在

モデル世帯	生活保護費基準額(円)			
単身高齢者世帯 (68歳男)	生活扶助費	第1類	37,320	76,370
		第2類	39,050	
	住宅扶助費			46,000
	冬季加算(11月~3月)			2,580
	計(住宅・冬季含む)			124,950
高齢者2人世帯 (68歳男) (65歳女)	生活扶助費	第1類	66,060	114,090
		第2類	48,030	
	住宅扶助費			55,000
	冬季加算(11月~3月)			3,660
	計(住宅・冬季含む)			172,750
母子3人世帯 (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	82,170	138,800
		第2類	56,630	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	母子加算			24,590
	小計			188,900
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
	計(住宅・冬季含む)			252,860
標準夫婦3人世帯 (33歳男) (29歳女) (4歳子)	生活扶助費	第1類	85,400	142,030
		第2類	56,630	
	児童養育加算			10,000
	小計			152,030
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,160
計(住宅・冬季含む)			215,990	
夫婦4人世帯 (35歳男) (30歳女) (9歳小学生) (4歳子)	生活扶助費	第1類	103,760	162,730
		第2類	58,970	
	児童養育加算			20,000
	教育扶助費			5,510
	小計			188,240
	住宅扶助費			59,800
	冬季加算(11月~3月)			4,490
計(住宅・冬季含む)			252,530	